

令和8年2月25日開会
令和8年3月13日閉会

令和8年

第1回定例会会議録
(3日目)

小豆島町議会

開議 午後1時28分

○議長（谷 康男君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

定例会初日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

本日は2月25日に各常任委員会へ付託しました議案等の委員会審査報告、また追加議案が提案されております。

なお、本日の議事日程につきましては、3月6日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、よろしくお願ひします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより開会します。（午後1時29分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、町長からの専決処分の報告1件はお手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案の審査報告は一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会から報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第1 議案第7号に対する総務建設常任委員会審査報告

○議長（谷 康男君） それでは、日程第1、議案第7号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題といたします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○総務建設常任委員長（安井信之君） 令和8年3月13日。小豆島町議会議長谷康男殿。  
総務建設常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月25日に付託されました議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

1. 委員会開催年月日。令和8年3月3日、4日、5日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第7号令和8年度小豆島町一般会計予算。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

個別意見。

住民生活課。小豆島クリーンセンター可燃ごみ焼却施設や中間処理施設の整備について、早期に方向性を検討されたい。

農林水産課。捕獲したイノシシの減容化施設の整備について、積極的に進められたい。

こども教育課。奨学金貸付事業については、収納対策室とも連携し、未収金の回収に努められたい。小・中学校と小豆島中央高校の連携を深めるとともに、香川県、土庄町と協力して島の教育の方向性を早期に検討されたい。

生涯学習課。国指定天然記念物の誓願寺のソテツが特別天然記念物に指定されるよう取り組まれたい。以上です。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

議案第7号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第8号～13号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、議案第8号から議案第13号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。三木委員長。

○教育民生常任委員長（三木 卓君） 令和8年3月13日。小豆島町議会議長谷康男殿。
教育民生常任委員会委員長三木卓。

委員会審査報告書。

本委員会は、2月25日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

1. 委員会開催年月日。令和8年3月6日。
2. 審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第8号令和8年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第9号令和8年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第10号令和8年度小豆島町介護保険事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第11号令和8年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第12号令和8年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算。

原案どおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第13号令和8年度小豆島町介護保険施設事業会計予算。

次の意見を付して、原案どおり可決すべきものと決定した。

個別意見。

介護保険施設事業における介護老人保健施設について、早期に今後のあり方を判断されたい。以上です。

○議長（谷 康男君） 委員長報告が終わりました。

議案第8号から議案第13号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第7号～13号に対する討論及び採決

○議長（谷 康男君） それでは、日程第3、議案第7号から議案第13号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第7号令和8年度小豆島町一般会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第7号令和8年度小豆島町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

まず、歳出の中の、新規の予算である保育料と幼保の給食費の無償化、外出困難者支援制度の実施など、町民の要望に応える施策の充実については大いに歓迎するものです。また、統合小学校関連予算やオーリーブスへの全面的な支援など、暮らしや教育、福祉を支える基本的な施策についても必要であり、賛成です。

しかし、今、物価高騰の影響を受け、賃金や年金なども物価高騰に見合う引上げが行われていない中で、町民生活は大変厳しい状況となっています。国が大軍拡や福祉、医療の負担増をしようとしている中、町政が町民の暮らしを守る役割を果たしていくことがますます重要であり、さらに住民の暮らしを支え、移動手段や教育費負担軽減への支援策等が必要だと考えるものです。

次に、部落解放同盟への補助金は、昨年より33万円減額になっていますが、547万円が計上されています。実態調査についても必要性があるのか疑問です。これらをはじめとする同和対策事業は、町民の理解を得られないと考えます。同和対策特別措置法は2002年に終結しています。人を出身地や系譜、住んでいる地域によって差別してはならないことは当然であり、憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と基本理念を宣言し、憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的な身分または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されない」と、法の下での平等を保障しています。部落問題を特別扱いするのではなく、人権尊重と民主主義の教育、啓発、相談は憲法に基づいて一般施策として行うべきだと考えます。差別問題というなら、この間外国人というだけで差別や攻撃が行われている風潮が広がっていることが問題であり、町内で働き、学び、生活している外国人を含む全ての人権を尊重すること、その啓発や対策が必要ではないでしょうか。

また、マイナンバー関連の予算があります。マイナンバー制度は、政府が国民一人一人に生涯変わらない番号をつけ、多分野の個人情報をもつて利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を持つ重大な問題です。政府は国民の反対を無視して、健康保険証の新規発行停止を強行しましたが、マイナ保険証は導入当初から健康保険証情報が別人のものと登録されるひもづけ誤りが多発、他人の情報が閲覧される重大な問題や2025年6月17日には全国の複数の病院窓口で、マイナ保険証を提示するとエラーとなり、資格確認ができないという深刻な事故も起きています。医療現場のトラブル、混乱は今でも後を絶ちません。国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、

給付削減を押しつけるマイナンバー制度は廃止すべきであり、反対です。以上で反対討論を終わります。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。1番大下議員。

○1番（大下 淳君） 私は、議案第7号に賛成の立場で意見を述べます。

令和8年度小豆島町一般会計予算は、次代に夢をつなぐ持続可能なまちづくりを目指し、産業の再興と雇用基盤の強化、公共交通の確保と港の再整備、教育施設の再編による教育、子育て環境の充実、集落活性と空き家活用、安全・安心施策の推進などの事業を重点的に推進するとともに、「島は1つ」に向けて土庄町とさらなる連携強化を図るなど、小豆島町及び小豆島全体の課題解決に向けての施策、事業に必要な予算が計上されております。

同和問題に関する予算については、これまで様々な施策を実施してきたところですが、部落差別の解消には至っておらず、まだまだ憂慮すべき状況にあります。部落差別解消法では、国及び地方公共団体の責務と規定されており、事業の推進は法に基づくものであります。

物価高騰対策に関する予算については、低所得世帯への生活支援給付や保険医療機関等への物価高騰対策給付をはじめ、小・中学校の給食費無償化や出産、子育て応援給付金、子ども医療費の給付など、子育て世帯を中心とした物価高騰対策事業が実施されてきました。また、全町民を対象とした1人1万円の生活支援給付についても、今月末から支援が開始されるところであります。

令和8年度におきましても、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、新たに保育料の無償化や幼保給食費無償化など、物価高騰対策施策が盛り込まれた一般会計予算となっていると思いますので、議案第7号に賛成いたします。以上です。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第7号令和8年度小豆島町一般会計

予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第8号令和8年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第8号小豆島町国民健康保険事業特別会計予算に反対をいたします。

理由は、来年度から子ども・子育て支援金が上乘せされ、徴収され、住民への負担増となっているからです。

支援金制度に関しては、給付を受ける可能性がないにもかかわらず、支払い義務だけ負わされる加入者が多数存在し、負担と受益のルールに反します。また、子ども・子育て支援施策に必要な財源について、国民に支援金制度で負担を強いる一方で、子育て施策の国の一般財源の負担を後退させていることは問題です。支援を拡充しようとするれば、保険料を上げざるを得なくなり、その範囲内でしか拡充されないとはいえかねません。子育て予算の拡充をいうなら、公費そのものを大幅に増やすべきです。

さらに、今でも負担が重い国保は、現在の保険料に対する負担増額の比率が高く、逆進性が強まります。支援金の財源は保険ではなく公費で捻出すべきであり、このような不当なやり方は許せません。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番三木議員。

○9番（三木 卓君） 私は、議案第8号について賛成の立場で討論を行います。

令和8年度から保険税として課税される子ども・子育て支援金は、国が進める子育て支援策の財源として社会全体で負担するものであり、子ども・子育て支援金を含めた令和8年度予算は国民健康保険事業の適切な運営を図るために必要な予算であると考えますので、議案第8号に賛成をいたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第8号令和8年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第9号令和8年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。13番鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、議案第9号小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算に反対をいたします。

そもそも、後期高齢者医療は、75歳という線で後期高齢者を切り離すという差別的な制度であり、保険料が上がり続ける高齢者に冷たい制度であり、廃止すべきです。また、議案第8号と同様に、子ども・子育て支援金制度の支援金を高齢者にも負担させることは大きな問題であり不当だと考えます。以上です。

○議長（谷 康男君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番三木議員。

○9番（三木 卓君） 私は、議案第9号について賛成の立場で討論いたします。

先ほど同様ですが、令和8年度から保険料として徴収される子ども・子育て支援金は、高齢者を含む全ての世代で子育てを支援するもので、制度の適切な運営を図るために必要な予算であると考えますので、私は議案第9号に賛成をいたします。

○議長（谷 康男君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷 康男君） 起立多数です。よって、議案第9号令和8年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第10号令和8年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号令和8年度小豆島町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第11号令和8年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号令和8年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第12号令和8年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号令和8年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第13号令和8年度小豆島町介護保険施設事業会計予算について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号令和8年度小豆島町介護保険施設事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第17号 令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）

日程第5 議案第18号 令和7年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第19号 令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第4、議案第17号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）から日程第6、議案第19号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）までは関連する案件ですので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第17号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において、補正をお願いします額は5,876万3千円の減額でございます。

補正の内容といたしましては、総務費5,242万5千円、民生費1,443万7千円、衛生費9万6千円の減額、商工費8,650万円の減額、土木費7,372万円の減額、消防費1,310万5千円、教育費1,918万6千円、公債費240万円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。また、議案第18号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第19号介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましても、それぞれ担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第4、議案第17号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第17号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の2ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から5,876万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ142億8,369万5千円とするものであります。

第2条は繰越明許費でございます、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を5ページから6ページの第2表繰越明許費のとおり定めるものであります。

第3条は地方債の補正であり、7ページの第3表地方債補正のとおり変更するものであります。

5ページから6ページの第2表繰越明許費をご覧ください。

記載のとおり、24の事業について繰越しを行うものであります。繰越明許費につきましては、例年同様に国の補正予算との関係をはじめ、機材調達の時間確保、現地での施工方法の検討、土地所有者との交渉、地元や関係機関との協議、受託事業者との調整など事業実施に不測の日数等を要することから、予算を繰り越すものでございます。

なお、翌年度繰越額合計は14億7,855万8千円となっており、主な事業を申し上げますと、番号1、物価高騰対策緊急支援給付金事業が1億3,700万円、番号18、安田片城草壁線改良事業が1億5,500万円、番号24、学校再編整備事業が8億3,139万2千円となっております。

次に、7ページの第3表地方債補正をご覧ください。

今回の変更につきましては、入札等による事業費の変更、国庫支出金等の控除財源の変動、県営事業予算との関係等によって起債額が増減しておりますが、各事業の補正後の限度額は表に記載のとおりでございます。なお、地方債全体ではマイナス1億1,890万円の減額となっております。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）説明書の12、13ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、例年同様各種事業の精算をはじめ、社会保障給付費等の精算見込みによる増減、国、県交付金の精算による返還金等が主な内容となっております。つきましては、これまでの議会においてご審議を賜り、既に議決を頂戴しております事業の精算見込み等による減額の補正、国、県交付金等精算に伴う返還金につきましては、昨年度と同様に説明を割愛させていただき、新たに追加補正で計上しております科目につきご説明申し上げます。また、歳入予算の補正につきましては、歳出予算の説明に併せて財源の内訳として説明させていただきます。

それでは初めに、2款総務費、1項7目企画費、7節報償費5,040万円から24節積立金9千万円につきましては、9月の駆け込み寄付等によりふるさと納税寄付金が好調であ

り、本年度の寄付見込額を11億8千万円とし、当初予算との差額となる1億8千万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、1行飛ばしまして、14目公共交通対策費、10節需用費175万円につきましては、町営バス三都西線の車両が老朽化によりドアの不具合やマフラーから白煙が出るなど、必要となる修繕料を計上したもので、財源は一般財源でございます。

その下、18節負担金補助及び交付金2,500万円につきましては、厳しい経営環境にあるオリーブバスを支えるため、土庄町と一緒に運営費を補填するものであり、財源は一般財源であります。なお、昨年4月からの運賃改定等の効果によりまして、昨年度の補填額より約1,700万円圧縮しており、引き続き持続可能な公共交通の実現を目指してまいります。

次に、16目財政調整基金費、24節積立金548万円につきましては、昨今の金利上昇により、財政調整基金、減債基金の収入が増額となることから、それぞれの基金へ積立処理を行うものでございます。

次に、ページの一番下、3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料マイナス41万8千円につきましては、戸籍システムの標準化対応に係るシステム改修を令和8年度に実施することになったことから、当該予算をマイナス303万6千円減額した一方で、法改正により、旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍附票と住基へ追加するため、それぞれのシステム改修費用として261万8千円を追加したものでございます。なお、財源は全額国庫支出金であります。

次に、ページをめくっていただきまして、一番上になります、3款民生費、1項2目高齢者福祉費、27節繰出金1,071万5千円につきましては、介護保険事業特別会計の介護給付費等が増額となることから、一般会計負担割合相当額について特別会計へ繰り出すもので、財源は一般財源であります。

次に、1行飛ばしまして、5目障害者福祉費、19節扶助金381万1千円につきましては、説明欄3、介護給付費がマイナス1,121万円の減額見込みとなった一方で、説明欄8、障害児通所給付費が1,967万8千円の増額となる見込みであることから、追加の予算をお願いするもので、財源は国、県、ふるさとづくり基金、一般財源であります。

次に、1行飛ばしまして、2項児童福祉費、3目ひとり親家庭等福祉費、19節扶助費118万2千円につきましては、インフルエンザ等の流行によって医療費の不足が見込まれることから追加計上したもので、財源は県支出金、ふるさとづくり基金であります。

次に、ページの一番下、4款衛生費、1項3目環境衛生費、ページをめくっていただき

まして17ページが一番上になります、18節負担金補助及び交付金、説明欄1、犬猫の不妊去勢手術費補助金37万円につきましては、補助件数が本年度も伸びておりまして、飼い犬、飼い猫に係る補助については補助上限5千円掛ける50件分の25万円を追加計上し、飼い主のいない猫については補助上限1万円掛ける12件の12万円を計上したものでございます。なお、財源は県支出金と一般財源であります。

次に、1行飛ばしまして、4項1目病院費、18節負担金補助及び交付金236万4千円につきましては、公立病院に対する交付税措置額がトータルとして若干の増額となったことなどから、精算額を負担するもので、財源は一般財源でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、中ほどになります、8款土木費、4項港湾費、3目地方創生拠点整備事業費、18節負担金補助及び交付金500万円につきましては、池田港再整備事業に当たり、県が実施する新バースの整備において、追加の交付決定を受けることができたため、追加事業費5千万円のうち、本町の負担額となる県への負担金を計上したもので、財源は過疎対策事業債でございます。

次に、2行飛ばしまして、6項都市計画費、2目雨水公共下水道管理費、10節需用費20万円につきましては、高潮対策等におけるポンプ運転回数の増加等によりまして、電気代予算が不足することから、追加の予算をお願いするもので、財源は一般財源であります。

次に、9款消防費、1項1目常備消防費、18節負担金補助及び交付金1,310万5千円につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増加等により、小豆広域への負担金が増額となることから追加計上したもので、財源は一般財源であります。

次に、10款教育費、2項1目学校管理費、ページをめくっていただきまして、21ページが一番上でございます。13節使用料及び賃借料5万3千円と17節備品購入費11万6千円につきましては、4月から池田小学校へネパール国籍の児童5年生1名が転入する予定であり、学習のサポートと日常のコミュニケーションを図るため、ポケトークを導入する費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、3目放課後児童クラブ事業費、10節需用費40万円につきましては、池田放課後児童クラブのエアコンが老朽化により不具合が発生していることから、取替え修繕を実施するもので、財源はふるさとづくり基金であります。

また、12節委託料15万円、4項就学前教育費、1目子育て共育費、10節需用費2万5千円、2目幼稚園費、10節需用費7万5千円、3目小豆島こどもセンター費、10節需用費5万円につきましては、国の経済対策により、物価高騰の環境下にあっても安定的な事業運

営を継続できるよう、物品購入等の委託料及び消耗品費を計上したものでございます。補助基準額につきましては、放課後児童クラブにあつては1施設当たり5万円、その他の子育て施設については1施設当たり2万5千円となつており、財源は国、県、町それぞれ3分の1でございます。

次に、お戻りいただきまして、1目子育て共育費、12節委託料50万4千円につきましては、先ほどご説明した物価高騰対策に係る2万5千円に加え、リトルビーンズの家庭保育サポート事業において、小学生の利用者が増加したことなどから人員確保により委託料が増額となることから、追加の予算をお願いするもので、財源は国、県、一般財源であります。

その下の18節負担金補助及び交付金120万円につきましては、療育支援補助者の配置に対する補助制度を活用し、障害のある子供を支える環境の充実を図るための補助金を計上したものでございます。補助基準額につきましては、一月当たり10万円の12か月分120万円となつており、財源は県支出金が2分の1、残りは一般財源であります。

次に、4目保育所費、12節委託料73万9千円につきましては、それぞれの事業において国の交付基準額が改定され増額となることから、それぞれ追加計上したもので、財源は国、県、町それぞれ3分の1となつており、町負担分については一般財源であります。

その下の18節負担金補助及び交付金3,277万6千円につきましては、私立認定こども園におきまして、低年齢児の利用が増加したことなどから、施設型給付費負担金を追加計上したもので、財源は国、県、一般財源でございます。

次に、5項社会教育費、4目少年育成費、ページをめくっていただきまして、23ページの一番上でございます、18節負担金補助及び交付金51万3千円につきましては、小豆広域の少年育成センターに係る人件費が増額となったことなどから、追加の負担金を計上したもので、財源は一般財源でございます。

最後に、12款公債費、1項2目利子、23節償還金利子及び割引料240万円につきましては、小豆島中央病院建設において発行した過疎対策事業債の利率見直しにおいて金利が上昇したことなどから、追加で必要となる長期債利子を計上したもので、財源は一般財源でございます。以上、駆け足での説明となりましたが、議案第17号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第5、議案第18号令和7年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第18号令和7年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の8ページをお願いいたします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ1,076万8千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億7,709万9千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の30、31ページ、歳入をお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者数の増により、保険料収入が増額となる見込みであることから、1,252万1千円を増額補正するものでございます。

次に、3款繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分の県、町負担分として一般会計から繰り入れる額を175万3千円減額補正するものでございます。

次に、32、33ページ、歳出をお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入でご説明いたしました保険料収入の増額分から保険料軽減分で減額いたしました額を差し引いた1,076万8千円を後期高齢者広域連合への納付金として増額補正するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第18号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第18号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号令和7年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第6、議案第19号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第19号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の10ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,933万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,336万1千円とするものでございます。今回の補正は、小豆地区広域行政事務組合負担金の不足及び介護給付費等の過不足に対応するため、所要の補正を行うものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明いたします。

説明書の40ページ、41ページをお開き願います。

初めに、歳入でございませう。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金及び5款県支出金につきましては、歳出における保険給付費の増額に伴い、それぞれ既定の負担割合に応じて追加計上しております。また、7款繰入金につきましては、介護給付費等の増額に対応するため、一般会計からの繰入金を増額し、財源として充てるものでございませう。8款繰越金につきましては、前年度の決算剰余金を繰越金として計上し、介護給付費や事務費の不足分に充てるものでございませう。

続きまして、歳出の補正についてご説明いたします。

42ページ、43ページをお願いいたします。

1款総務費、3項1目介護認定審査会費につきましては、小豆地区広域行政事務組合に支払う介護認定審査会業務に係る負担金に不足が生じたため、土庄町と按分した額91万3千円を増額補正するものでございませう。

2款保険給付費、1項1目居宅サービス給付費につきましては、要介護者に対する訪問看護や短期入所等の居宅サービス及び地域密着型サービスの利用実績が当初の見込みを大

きく上回ったため、9,030万円を増額補正するものでございます。

一方で、2目施設サービス給付費につきましては、利用実績が伸びず、不用額として1,890万円を減額しております。

次の2項1目予防サービス給付費につきましては、要支援者に対する地域密着型サービス、住宅改修等の利用実績に基づき、254万円を増額補正しております。

次の3項高額介護サービス等費805万円及び4項高額医療合算介護サービス等費125万円につきましては、支給対象者の増に伴う増額補正でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

5項特定入所者介護サービス等費につきましては、対象者や利用実績の減に伴い、不用となる額490万円を減額するものでございます。

最後の6項1目審査支払手数料につきましては、国保連合会での審査件数の増に伴い、8万円の増額補正としております。以上で議案第19号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第19号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第20号 小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第20号小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第20号小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、本条例の適用について、他の条例等の個別規定との重複を避けるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 追加上程議案集の12ページをお願いいたします。

議案第20号小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、本定例会初日において、小豆島町議会会議規則及び小豆島町議会委員会条例が改正され、それぞれにおいて情報通信技術の利用に関する規定が定められたことなどに伴いまして、本条例の適用について他の条例等との個別規定との重複を避けるため、所要の改正を行うものでございます。また、併せて字句の整理を行うものでございます。

新旧対照表の表によりご説明いたします。

第2条第1号の改正は、本条例における用語の定義について、議会の会議規則を削除するとともに、水道事業が香川県広域水道企業団へ統合したことにより、既に廃止されている地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を削除するものでございます。

次のページの第7条第2項については、本条例の適用について明確にするため、他の条例等において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているものについては、第3条から前条までの規定は適用しない旨を定めるものでございます。

第10条につきましては、規則への委任規定を定めるものでございます。

なお、附則については施行期日を定めており、公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第20号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号小豆島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第21号 馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第21号馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第21号馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和7年第3回定例会でご議決を賜りました馬木バイパス管路布設工事（第1工区）に係る工事請負契約について、工期を変更する必要があることから、同契約を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第21号馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

上程議案書14ページをお願いします。

提案理由は、先ほど町長から説明がありましたとおり、当該工事について契約工期内の竣工が困難となったことから、工期を延長するものでございます。

契約の目的です。馬木バイパス管路布設工事（1工区）。契約の方法、指名競争入札による契約。契約金額は9,504万円でございます。契約の工期が変更前ということで、令和7年9月10日から8年3月31日までの終わりの工期を8年8月31日まで5か月間の延伸でございます。契約の相手方は香川舗道株式会社でございます。

この工事につきましては、1メートル10センチの大きさのボックスカルバートを町道の中に布設する工事でございます。今回布設予定の県道坂手港線、馬木のところですが、横断する区間におきまして、ボックスカルバートを道路の中に埋めますので、仮設の土留め

を使用します。その使用するH型鋼の杭を地中に打ち込む際に上空で支障となる通信と電力の架空線を中国電力とNTTさんのほうに移設工事をお願いしてたのですが、その移設工事に相当の期間を要したことから、工期を延長するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第21号馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約の変更について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第21号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第22号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第22号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第22号小豆島町辺地総合整備計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第22号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の16ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の

総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

追加議案では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、西村辺地の計画を変更するものでございます。

21ページをお開き願います。

西村辺地の計画変更でございます。3、公共的施設の整備計画の3行目になりますが、小豆島オーリーブ公園記念館改修事業につきましては、トイレ整備等の事業が完了し、特定財源となる国庫補助金が確定したことから、特定財源の変更に合わせて辺地対策事業債の予定額を2,980万円に変更するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第22号小豆島町辺地総合整備計画の変更についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第22号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号小豆島町辺地総合整備計画の変更については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 閉会中の継続調査の申し出について

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10から日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、日程第10から日程第12を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和8年第1回小豆島町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

閉会 午後2時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員